川崎市公告第1403号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和８年１１月９日

川崎市長　　福田　紀彦

１　目的

本市は、産業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、本市及び我が国の持続的な発展を支える高度な産業人材を育成するため、企業、大学その他の関係機関との連携による高等専門学校の設立に向けた検討を進めている。

本業務は、高等専門学校の設立に向け、学校法人の設立、高等専門学校の設置認可、設立準備を担う体制の構築その他の必要な事項について、専門的な調査、分析、助言及び資料作成等の支援を受けることを目的とする。

２　公募の概要

（１）業務の名称

高等専門学校設立に関わる支援業務委託

（２）業務内容

別途公開している「高等専門学校設立に関わる支援業務委託仕様書」を参照してください。

（３）委託期間

契約締結日から令和１０年3月３１日まで

（４）契約上限額（参考金額）

１９，８００千円（消費税及び地方消費税含む）

（５）選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

（６）企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和８年１１月９日（月）から１１月１８日（水）午後５時まで

企画提案書の受付　：令和８年１１月２７日（金）から１２月７日（月）午後５

時まで

３　参加者の資格要件

次の要件を全て満たしていること（共同事業体の構成団体も含む）。

（１）法人格を有する者

（２）令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「99その他業務」、種目を「99その他」で登載されている者

（３）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（４）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

（６）川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有することのない者

（７）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第１項又は第２項の規定に違反しない者

（８）団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

４　公募のスケジュール

（１）公募要領の公表

令和８年１１月９日（月）

（２）参加意向申出書の受付

令和８年１１月９日（月）～１１月１８日（水）

（３）参加資格要件の確認通知

令和８年１１月１９日（木）

（４）企画提案に関する質問書の受付期間

令和８年１１月９日（月）～１１月２４日（火）

（５）質問書回答

令和８年１１月２６日（木）

（６）企画提案書の受付期間（締切）

令和８年１１月２７日（金）～１２月７日（月）

（７）企画提案審査会

令和８年１２月１０日（木）（予定）

（８）審査結果通知発送

令和８年１２月１８日（金）（予定）

（９）契約締結

令和８年１２月２５日（金）（予定）

５　担当部署

川崎市総務企画局高専設立準備担当

〒210-8577　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地

電　話（直通）：044-200-0471　FAX：044-200-0472

メールアドレス：17kosen@city.kawasaki.jp

６　その他詳細事項

詳細につきましては、別途公開している「高等専門学校設立に関わる支援業務委託に係る公募型企画提案実施要領」等を参照してください。